

市との契約には「競争入札参加資格 審査申請（業者登録）」が必要です



問・受付場所 総務契約課契約係

○インターネットによる業者登録

市との工事（工事請負、設計、測量、地質調査の委託、機械設備等の設置）、物品（物品の製造請負、各種委託、物品の買い入れ・売り払い等）の契約を希望する方は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスを利用しての競争入札参加資格審査申請が必要です。

詳しくは市ホームページの「入札・契約情報」をご覧ください。

○書類による業者登録（青梅市独自の小規模契約希望業者登録）

電子調達サービスによる登録ができない市内本店事業者（個人は市内に住民登録がある者）に限り、書類による登録手続きが可能です。

有効期間は令和6年4月1日～8年3月31日です。随時受付を行います。6年3月18日以降の受付分の有効期間は、登録承認日～8年3月31日です。

※参加できる契約に限りがあります。

申請書類の配布 市ホームページからダウンロード、または総務契約課（市役所4階）で配布

春季アブラムシ防除を実施します



問 農林水産課農政係

市では、ウメ輪紋ウイルス病の再発とまん延を防止するため、農地、公園、学校、街路樹等に植えられているウメにアブラムシ防除を実施します。

作業期間 2月3日（土）～17日（土）

※詳細は市ホームページ、自治会回覧等をご覧ください。

対象地区

梅郷・和田町・日向和田全域、柚木町1丁目と2・3丁目の一部、二俣尾1～3丁目と4丁目の一部、畑中1・2丁目の一部と3丁目

対象植物 ウメ

使用薬剤 ウララDF

公共施設等での実施

▷日向和田臨川庭園、中道梅園および神代橋通りの街路樹…2月5日

▷梅の公園…2月5日～6日

※雨天等で延期の場合は翌日以降

※防除作業の当日は終日立ち入り不可

花木園体験実習農園使用団体を募集します

備え付けの農機具が使用でき、楽しく農作業を体験できます。

利用期間 令和6年4月～8年1月31日

対象 市民団体（5人以上）

区画 10区画 ※1区画約100㎡

注意事項

- ・原則として、1団体1区画
- ・栽培は農作物に限ります。（永年作物、宿根草は栽培できません）
- ・2か月以上放置すると、取り消しになります。
- ・耕作権、借地権などの権利はありません。

申し込み

2月22日までに農林水産課で配布する申請書に必要事項（団体名、代表者住所・氏名、構成人数等）を記入し、団体構成員名簿を添付して、直接農林水産課へ

一般向け講座

ふみだそう！ボランティア活動の第一歩



日時 3月4日（月）午前9時30分～11時30分

会場 市役所2階204～206会議室

対象 ボランティア活動に興味がある方

講師 青梅ボランティア・市民活動センター 小林理人氏
和楽倶楽部 相馬健一氏

定員 先着30人（予約制）

持ち物 筆記用具

申し込み

氏名・連絡先を申し込みフォーム（2次元コード）または電子メール

div0940@city.ome.lg.jp

で市民活動推進課へ

※電子メールの場合は件名を「ボランティア講座参加申込」としてください。

（社福）青梅市社会福祉事業団正規職員募集



問 （社福）市社会福祉事業団 ☎32-1631

職種 市自立センター支援員・事務員

応募資格・募集人数 ホームページ参照 採用予定日 4月1日

申し込み

2月16日（必着）までに同事業団で配布する申込書（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、郵送〒198-0023今井5-2434-2または直接同事業団事務局へ

ハローワーク青梅合同就職面接会 in 羽村



問 ハローワーク青梅 ☎24-9163

日時 2月15日（木）午後1時30分～4時

※受付時間 午後1時～3時

会場 羽村市産業福祉センター2階

参加企業 10社（予定）

持ち物 複数枚の履歴書、筆記用具

※詳細はホームページ参照

保険・年金・税金

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替、クレジットカード納付、 前納（前払い）をご利用ください



問 青梅年金事務所 ☎30-3410

口座振替やクレジットカードによる納付を利用すると、保険料納付の手間が省け、納め忘れがありません。

また、前納（前払い）すると保険料の割引が受けられます。割引金額等の詳細は青梅年金事務所へ問い合わせください。

4月からの前納を利用する場合は2月末日（必着）までに書類を年金事務所へ提出してください。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



国民健康保険加入者のみなさんへ

医療費の額をお知らせします



問 保険年金課給付係

国民健康保険で給付した医療費の額をお知らせします。

対象期間 令和5年7月～10月受診分

通知時期 2月中旬ごろ

※お知らせが届いたことにより行う手続きはありません。また、還付金などは発生しません。

その他 お知らせは確定申告、住民税申告の医療費控除の明細書【内訳書】として添付できます。

※保管した領収書をもとに明細書の作成等の対応が必要になる場合があります。

※11月診療分および12月診療分のお知らせを個別に作成することはできません。自身で保管した領収書をお使いください。